

IT導入補助金2025 の公募が始まりました！

IT導入補助金とは？

中小企業・自営業のみなさまが、ソフトウェアやサービスなどのITツールを導入する際、導入にかかる費用の一部を国が補助する制度です。ITツールだけでなく、導入設置・現地教育・運用支援も対象で、費用の1/2の補助を受けることができます。

※ 申請の対象となる中小企業とは、製造業の場合、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主です。

申請・導入の3ステップ

IT導入支援事業者※1に経営課題や課題解決のためのITツール※2を相談



導入したいITツールやIT導入支援事業者を決定し、IT導入支援事業者の支援のもとホームページから申請に必要な情報を提出



審査を経て採択されれば、ITツールを導入・活用（補助事業の実施）



※1:IT導入支援事業者とは、本補助金で中小企業・小規模事業者のみなさまにITツールを提供するために、事務局へ登録及び認定を受けたITベンダー・サービス事業者です。（弊社テイクソフトとなります）

※2:ITツールとは、ソフトウェア・サービス等のことです。多数のIT導入支援事業者によって、みなさまの様々な課題・ニーズに対応したITツールがIT導入補助金の対象として登録されています。

IT導入補助金について

● IT補助対象経費

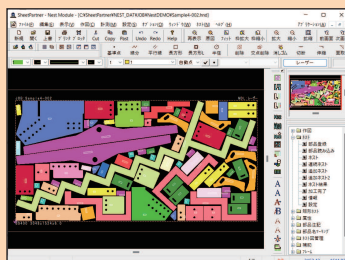
ソフトウェア費、導入関連費等
本補助金のホームページに公開されているITツールが補助金の対象です。
ハードウェアは対象外です。

補助金の上限額・下限額・補助率

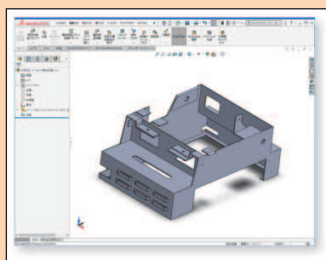
A類型	5万～150万円未満
補助率	1/2以内

● 対象ソフトウェア

2D CAD/CAM
SheetPartner



3D CAD
SheetPartner 3DSW



※その他の対象ソフトについては、弊社担当者までお問合せください。

◎ 補助金交付までの流れ



※1 交付決定前に契約・納品・導入・支払いを行うと、補助金交付を受けることができません。

※2 2027年から2029年に計3回、事業実施効果報告が必要です。(所要時間約30分程度)

◎ 申請に必要な書類等について

法人の お客様の場合

- ①履歴事項全部証明書
・登録申請日から遡って、3ヶ月以内に発行されているものに限り
- ②法人税の納税証明書(その1またはその2)
・直近分のものに限り。※一期の決算を迎えたうえで提出すること
・税務署にて発行されているものに限り
・電子納税証明書の場合は、交付請求時にPDF形式にて発行されたフォーマットのみ有効です
※XML形式で発行された納税証明データシート等は認められません

個人事業主の お客様の場合

- ①運転免許証または運転経歴証明書または住民票
・住民票は登録申請日から遡って、3ヶ月以内に発行されているものに限り
・運転免許証は登録申請日が有効期限内であるものに限り
・免許証の裏面に変更履歴が記載されている場合は、裏面も提出してください
- ②所得税の納税証明書(その1またはその2)
・直近分のものに限り
・税務署にて発行されているものに限り
・電子納税証明書の場合は、交付請求時にPDF形式にて発行されたフォーマットのみ有効です
※XML形式で発行された納税証明データシート等は認められません
- ③確定申告書
・令和6年分であることが必要
・税務署にて受領されていることが確認できるものに限り

ショートメッセージ(SMS) 機能付きの携帯電話

- ※ 事務局へ交付申請を提出する際、本人確認のために使用
- ※ 「GビズID」アカウントを登録する際にも必要です



- ※ 取得必須
・「GビズIDプライム」アカウント
・「SECURITY ACTION自己宣言」(一つ星 又は 二つ星)の取得
※ 「申請マイページの開設」をする際に使用します
- ※ 任意(実施による加点あり)
・「IT戦略ナビwith」を実施

受付期間

7次締切:2025年12月2日(火)17:00 まで 交付決定日:2026年1月20日(火)(予定)
8次締切:2026年 1月7日(水)17:00 まで 交付決定日:2026年2月17日(火)(予定)
(最終回)

■お問い合わせ先
株式会社 テイクソフト

兵庫県芦屋市業平町 4-1 イム・エメロード 4F
TEL : 0797-34-7071 FAX : 0797-34-7072
E-Mail : takesoft@takesoft.com
URL : <https://takesoft.com>

CAD/CAM TOTAL SUPPORT
TakeSoft